

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第八十二号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

**第一条** 理容師法施行細則(平成十年三月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

所	開設予定年月日	年 月 日
	* 確認	年 月 日 第 号

第二号様式中

所	開設予定年月日	年 月 日
---	---------	-------

同一の場所で美容師法第2条第3項に規定する美容所を現に開設しようとする場合

美容所	ふりがな	開設予定年月日
	名称	
	現在開設している美容師法第2条第3項に規定する美容所の開設は、開設しようとする美容所の開設年月日及び確認番号	年 月 日
* 第 号		

を  
号

確 認 年 月 日 第

し、又は開

ひ、

証 明 書	県名 ( ) ・番号 第 号・年月日
修 了 証	県名 ( ) ・番号 第 号・年月日

号

年 月 日  
年 月 日

を

修 了 証	都道府県名	修 了 番 号	修了年月日

に改める。

\*確 認

第三号様式中

変更年月日	年 月
-------	-----

変更年月日 年 月

同一の場所で美容師法第2条第3項に規定する美容所を開設して

日  
あ

美 容 所	ふ り が な	号 年 月
	名 称	
美容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日		

日

いる場合

この日。

日

第四号様式中

廃止年月日	年 月
-------	-----

廃止年月日	年 月
-------	-----

同一の場所で美容師法第2条第3項に規定する美容所を開設して

田
---

美容所		号 年 月
ふりがな		
美容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日		号 年 月

田
---

いる場合

田
---

に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

**第二条** 美容師法施行細則(平成十年三月奈良県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

所	開設予定年月日	年 月 日

第二号様式中

*	確 認	年 月 日 第
---	-----	---------

所	開設予定年月日	年 月 日
---	---------	-------

同一の場所で理容師法第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所を現に  
は開設しようとする場合

理 容 所	ふ り が な 称	年 月 日
	開設予定年月日 <small>（現に開設している理容師 の検査確認年月番 及び確認番号）</small>	年 月 日 第 号

*	確 認	年 月 日 第
---	-----	---------

開設し、又

--

に

証 明 書	県名 ( ) ・ 番号 第 号 ・ 年月日
-------	-----------------------

修了証	県名 ( ) ・ 番号 第	号 ・ 年月日
-----	---------------	---------

--

号
---

年月日	年月日
-----	-----

を

修了証	都道府県名	修了番号	修了年月日
-----	-------	------	-------

*確認
-----

に定める。

第三号様式中

変更年月日	年	月
-------	---	---

「

変更年月日	年	月
-------	---	---

同一の場所で理容師法第1条の2第3項に規定する理容所を開設

理容	ふりがな	称
----	------	---

内容	
----	--

を

日
---

理容所検査確認済 証の確認番号及び 確認年月日	号 年 月
-------------------------------	-------

日
---

している場合

	日
--	---

に改める。

第四号様式中

「	廃止年月日	年 月	」
「	廃止年月日	年 月	」

同一の場所で理容師法第1条の2第3項に規定する理容所を開設

理容所	ふりがな	理容所検査確認済 証の確認番号及び 確認年月日	号 年 月
	名 称		

日
---

を

□

している場合

に改める。

□

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第一条による改正前の理容師法施行細則の規定により提出されている書類は、第一条による改正後の理容師法施行細則の相当規定により提出された書類とみなす。  
(美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に第二条による改正前の美容師法施行細則の規定により提出されている書類は、第二条による改正後の美容師法施行細則の相当規定により提出された書類とみなす。